



## 蛍光灯などの照明器具からの火災防止について

大館市消防署では、耐用年数を過ぎて古くなった蛍光灯などの照明器具からの火災を防止するため、広く市民の皆様にご注意を呼びかけています。

耐用年数を過ぎて古くなった照明器具などは、外観では判断できない器具や部品の劣化が進んでいる場合があります。そのまま使い続けていると、発煙事故や火災に至る場合があります。点検や早めの交換をおすすめしています。

大館市消防本部管内では、平成28年度6月から8月にかけて、蛍光灯からの発煙事故が3件発生しています。原因は、長期使用による蛍光灯部品の劣化によるもので、発煙や発熱が生じます。まれに火災に至る場合もありますので、次の異常を感じた場合、すぐに使用を中止して販売店や工事店、メーカーへご相談ください。また、発煙、発火などの場合は、可能であればスイッチやブレーカーなどを切って電気を遮断した後、消火器等で初期消火を行い、安全な場所に避難してから、すみやかに消防署へ通報して下さい。

### 【販売店等に相談】

- ・最近、故障が増えている
- ・蛍光灯や電球などの球切れ（交換）が多くなっている
- ・電球などを交換しても点灯しない
- ・焦げ臭いにおいがする
- ・本体や部品が変形している
- ・樹脂部品がひび割れている

### 【一般社団法人 日本照明工業会ホームページより】

- ・JIS（日本工業規格）では、照明器具の交換目安は約10年としています。
- ・照明器具は15年が耐用の限度です。

問い合わせ先

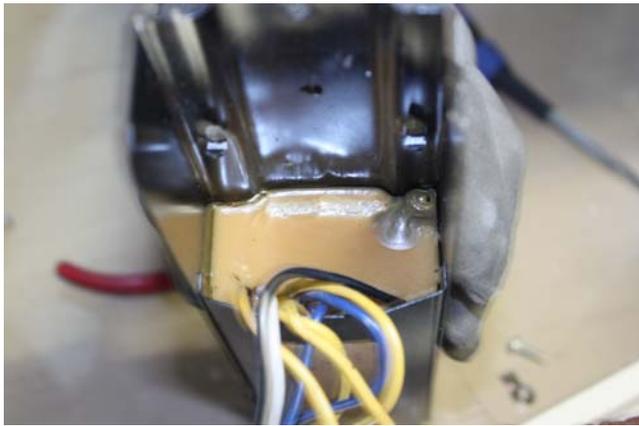
大館市消防署 予防調査係 43-4151 内線234



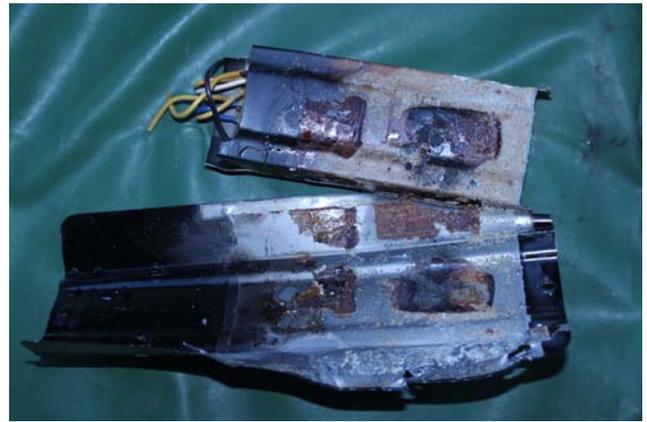
安定器

コンデンサ

蛍光灯本体



発熱、発煙した蛍光灯の安定器  
樹脂部品の一部が溶けている。



発熱、発煙した蛍光灯の安定器内部  
安定器の樹脂部品を取り除くと、金属部品  
が黒く変色し、発熱した形跡が認められる。



ケースが膨張したコンデンサ